

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	シアン化合物含有豆類使用承認申請
概要	シアン化合物を含有する豆類を使用して生あんを製造する場合には、市長に申請し、使用承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	シアン化合物含有豆類の取り扱いについて（昭和37年5月26日 環発第175号厚生省環境衛生局長通知） 大阪市食品衛生法施行細則
審査基準	1 食品衛生法第52条による「あん類製造業」の許可を有すること 2 「食品添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）」中の生あんの製造基準により生あんを製造する設備を有すること <b>【生あんの製造基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）】</b> シアン化合物を含有する豆類を原料として生あんを製造する場合は、つぎの方法によらなければならない。 (1)つけ込みは温湯を用いて4時間以上行なうこと (2)煮込みは、洗切りを1回以上行なった後十分に煮沸を継続すること。 (3)製あん機にかけて製あんした後、水そうで3回以上十分にさらすこと。
標準処理期間	10日（ただし、閉庁日は除く）
経由日数	
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	承認申請書を施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	
備考	